

特定非営利活動法人
市民社会創造ファンド
定 款

2002年5月24日 設立総会にて承認

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人市民社会創造ファンドと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、東京都中央区に事務所を置く。

(目的)

第3条 この法人は、新しい市民社会の実現に寄与することを理念とし、個人・企業・団体等からの多様な寄付や助成の受け皿となる専門性を備えた資金仲介組織として、市民社会の創造をめざす民間非営利組織（NPO）の資金源を豊かにし、民間非営利セクターの自立した発展と活発化を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するために、主として特定非営利活動促進法（以下「法」という）第2条別表2に掲げる特定非営利活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動を行う。

(特定非営利活動に係わる事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 個人や企業からの寄付金および財団からの助成金をもとにした、ファンド独自のテーマによる、各地・各分野のNPO支援組織の基盤強化を図るための助成（基盤プログラム）
- (2) 目的を指定された個人や企業の寄付金または財団からの助成金をもとにした、寄付者等の目的を尊重した特定のテーマのNPO助成プログラムの開発と、その実施（特定プログラム）
- (3) 企業や財団が独自に行なうそれぞれのテーマに関するNPO助成プログラムの開発および公募・選考などの業務に対する、受託による協力（協力プログラム）
- (4) その他、第3条の目的を達成するために必要な事業（その他のプログラム）

第2章 会 員

(会員の種別)

- 第6条** この法人の会員は、次の通りとし、正会員をもって法上の社員とする。ただし、人格なき社団が正会員となるときには、その団体名をもって法上の社員とする。
- (1) 正会員 この法人の目的に強く賛同して入会した個人または団体で、総会における議決権を有するもの
 - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または団体で、総会における議決権を有しないもの
- 2 この定款に定める以外の会員に関する規定は、総会で別に定める。

(入 会)

- 第7条** この法人の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を運営委員長に提出するものとする。
- 2 運営委員長は、拒否する正当な理由のない限り前項の申込者の入会を承諾するものとする。
 - 3 運営委員長は、第1項の申込者の入会を承認しないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

- 第8条** 会員は、会員に関する規定に定める会費を毎年納入しなければならない。

(退 会)

- 第9条** 会員で退会しようとするものは、別に定める退会届を運営委員長に提出し、任意に退会することができる。
- 2 会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときには、運営委員会の議決を経て退会したものとみなすことができる。
 - (1) 死亡または失踪宣告を受けたとき
 - (2) 解散したとき
 - (3) 破産宣告を受けたとき
 - (4) 会費を2年にわたって納入しないとき

(除 名)

- 第10条** 会員が次の各号のいずれかに該当するときには、当該会員に事前に弁明の機会を与えた上で、総会の議決を経て当該会員を除名することができる。
- (1) この法人の名誉を著しく傷つけるか、またはこの法人の目的に反する行為をしたとき
 - (2) この法人の定款または規定に違反したとき

(提出金品の不返還)

- 第11条** 既納の会費その他提出金品は、その理由の如何を問わず返還しない。

第3章 役員

(種別および定数)

第12条 この法人に、次の役員を置き、運営委員をもって法上の理事とする。

- (1) 運営委員 7名以上10名以内
 - (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 運営委員のうち、1名を運営委員長とし、必要なときに運営委員会の議決を経て2名以内の副運営委員長を置くことができる。

(選任等)

第13条 役員は、正会員（団体にあつては、その代表者または役職員）のなかから総会の議決により選任する。

- 2 総会が招集されるまでに、補欠または増員のために役員を緊急に選任する必要があるときには、前項の規定にかかわらず、運営委員会の議決により仮にこれを選任することができる。この場合において、当該運営委員会開催後最初に開催する総会において承認を得なければならない。
- 3 運営委員長および副運営委員長は運営委員会において互選する。
- 4 監事は、運営委員またはこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第14条 運営委員長は、この法人を代表し、その業務を総括する。

- 2 副運営委員長は、運営委員長を補佐し、運営委員長に事故があるときまたは運営委員長が欠けたときには、運営委員長のあらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 運営委員は、運営委員会を構成し、この定款の定め、および総会または運営委員会の議決に基づいて、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 運営委員の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 運営委員の業務執行またはこの法人の財産の状況について、不正の行為または法令もしくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときには、これを総会または所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときには、総会を招集すること
 - (5) 運営委員の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、運営委員に意見を述べること

(任期)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員の補充または増員による任期途中からの役員の任期は、所定の任期の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了の場合においても、第12条第1項に定める最少の役員数を欠くときには、後任者が就任するまで、なおその任にあるものとす

る。

(解 任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該役員に事前に弁明の機会を与えた上で、総会の議決を経て当該役員を解任することができる。

- (1) 職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報 酬)

第17条 役員は、役員総数の3分の1以内の範囲で報酬を受けることができる。

- 2 役員の報酬の額は、総会の議決を経て定める。
- 3 役員には、費用を弁償することができる。

第4章 会 議

(種 別)

第18条 会議は、総会および運営委員会とする。

- 2 総会は、通常総会および臨時総会とする。

(総会の構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の議決事項)

第20条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散および合併
- (3) 事業計画および収支予算
- (4) 事業報告および収支決算
- (5) 役員の選任、解任および報酬
- (6) 年会費の額を含む会員に関する規定および会員の除名
- (7) 解散時における残余財産の帰属先
- (8) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第21条 通常総会は、毎年1回会計年度終了後3か月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 運営委員会が必要と認めたとき
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
- (3) 監事が招集したとき

(総会の招集)

第22条 総会は、この定款に定めるもののほか、運営委員長が招集する。

- 2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した通知を、少なくとも開催日の一週間前までに発信しなければならない。

(総会の定足数)

第23条 総会は、正会員過半数の出席をもって成立する。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、運営委員長または運営委員長の指名する運営委員がこれに当たる。ただし、第21条第2項第2号および第3号の規定により臨時総会を開催したときには、出席した正会員のうちから議長を選出する。

(総会の議決)

第25条 総会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 総会における正会員の議決権は、会費の口数にかかわらず1会員1票とする。
- 3 総会の議決について特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の書面表決等)

第26条 総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または出席する正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合において、書面をもって表決し、または出席する正会員を代理人として表決を委任した正会員は、第23条および第25条の規定の適用については出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第27条 総会の議長は、総会の議事について議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- 2 議事録には、議長および出席した正会員のうちその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名または記名押印する。

(運営委員会の構成)

第28条 運営委員会は、運営委員をもって構成する。

(運営委員会の議決事項)

第29条 運営委員会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他この法人の業務の執行に関する事項

(運営委員会の開催)

第30条 運営委員会は、年2回以上必要なときに開催する。

(運営委員会の招集)

第31条 運営委員会は、運営委員長が招集する。

- 2 運営委員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した通知を、少なくとも開催日の一週間前までに発信しなければならない。

(運営委員会の定足数)

第32条 運営委員会は、運営委員の過半数の出席をもって成立する。

(運営委員会の議長)

第33条 運営委員会の議長は、運営委員長または運営委員長の指名する運営委員がこれに当たる。

(運営委員会の議決)

第34条 運営委員会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した運営委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 運営委員会の議決について特別の利害関係を有する運営委員は、その議事の議決に加わることはできない。

(運営委員会の書面表決等)

第35条 運営委員会に出席しない運営委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または出席する運営委員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合において、書面をもって表決し、または出席する運営委員を代理人として表決を委任した運営委員は、第32条および第34条の規定の適用については出席したものとみなす。

(運営委員会の議事録)

第36条 運営委員会の議長は、運営委員会の議事について議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- 2 議事録には、議長および出席した運営委員のうちその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名または記名押印する。

第5章 選考委員会等

(選考委員会等)

第37条 この法人は、選考業務等の推進のために、選考委員会その他の特別委員会（以下「選考委員会等」という）を置くことができる。

- 2 選考委員会等に関する規定は、運営委員会の議決を経て別に定める。

第6章 事務局

(設置および職員の任免)

第38条 この法人に事務局を置く。

- 2 事務局は、事務局長および職員若干名を置くことができる。
- 3 事務局長および職員は、運営委員長が任免する。

(組織および運営)

第39条 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、運営委員会の議決を経て運営委員長が別に定める。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は運営委員長が管理し、その方法は運営委員会の議決による。

(経費の支弁)

第42条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第44条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算に関する書類は、運営委員長が作成し、通常総会の議決を経なければならない。

- 2 この法人の通常総会の議決を経るまでの暫定の事業計画および収支予算は、前条の規定にかかわらず、毎事業年度開始前に運営委員会の議決を経なければならない。
- 3 第1項に規定した総会の議決を経た事業計画書および収支予算書の変更は、運営委員会の議決を経て行うことができる。ただし、変更された内容に関して、

運営委員会はその後最初に開催する総会に報告し承認を得なければならない。

(事業報告および収支決算)

- 第45条** この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書に関する書類は、運営委員長が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査および運営委員会の議決を経た上、当該事業年度終了後の通常総会で承認を得なければならない。
- 2** 前項の議決を得た事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書は、前事業年度の役員名簿、役員のうちで前年に報酬を受けたものの名簿、社員のうち10名以上の名簿を添えて、当該事業年度終了後3月以内にこの法人の所轄庁に提出しなければならない。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

- 第46条** この定款は、法第25条第3項に規定する軽微な事項に係わる定款の変更を除いて、総会において出席した正会員の過半数の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければ変更することができない。

第9章 解散および合併

(解 散)

- 第47条** この法人は、次に掲げる事由によって解散する。
- (1) 総会の議決
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による認証の取消
- 2** 前項1号の規定に基づいて解散するときは、総会において出席した正会員総数の4分の3以上の議決による。
- 3** 第1項第2号の規定に基づいて解散するときは、所轄庁の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属先)

- 第48条** この法人が解散のときに有する財産は、この法人と同種の目的を有する、特定非営利活動法人、社団法人または財団法人に寄付するものとする。その帰属先は、総会において出席した正会員の過半数をもって決する。

(合併)

第49条 この法人と他の特定非営利活動法人との合併は、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決による。

第10章 雑則

(委任)

第50条 この定款の実施について必要な事項は、運営委員会の議決を経て別に定める。

(公告)

第51条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

付則

- 1 この定款は、所轄庁の認証を経て登記した日（以下「設立日」という）から施行する。
- 2 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、法人設立総会で定める。
- 3 この法人の設立当初の役員および役職は、第13条第1項および第3項の規定にかかわらず、別表に掲げるものとする。役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、設立日から2003年12月30日までとする。
- 4 この法人の設立年度の事業計画および収支予算は、第20条第1項第1号および第44条第1項の規定にかかわらず、法人設立総会において決定する。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、設立日から2003年9月30日までとする。

定款変更経過

- 1 第2条を東京都千代田区から東京都中央区に変更し、平成25年5月9日登記完了した。

別表

設立当初の役員名簿

特定非営利活動法人 市民社会創造ファンド

	役名	フリガナ 氏名	備考
1	運営委員	ヤマオカ ヨシノリ 山岡 義典	運営委員長
2	運営委員	トキエダ (アメリヤ) タカコ 時枝 (雨宮) 孝子	
3	運営委員	カタヤマ マサオ 片山 正夫	
4	運営委員	カツマタ ヒデコ 勝又 英子	
5	運営委員	クスミ ツヨシ 久住 剛	
6	運営委員	ナカムラ ヨウイチ 中村 陽一	
7	運営委員	ハヤセ ノボル 早瀬 昇	
8	運営委員	マツバラ アキラ 松原 明	
9	運営委員	ワタナベ ゲン 渡邊 元	

1	監事	タシロ マサミ 田代 正美	
2	監事	ヒラノ タケシ 平野 毅	

注) 運営委員は特定非営利活動促進法第15条による理事とする。